

大阪市北区において発生したビル火災を受け、緊急立入検査を実施します

令和3年12月17日に大阪市北区において発生したビル火災を受け、同様の被害発生を防止するため、類似施設の関係者等に対して防火安全対策の徹底を図ることを目的として、本日より相模原市消防局及び都市建設局の緊急立入検査を実施します。

1 実施期間

令和3年12月20日（月）から12月28日（火）まで

2 対象

相模原市消防局管内の特定一階段等防火対象物 161棟

（注）特定一階段等防火対象物

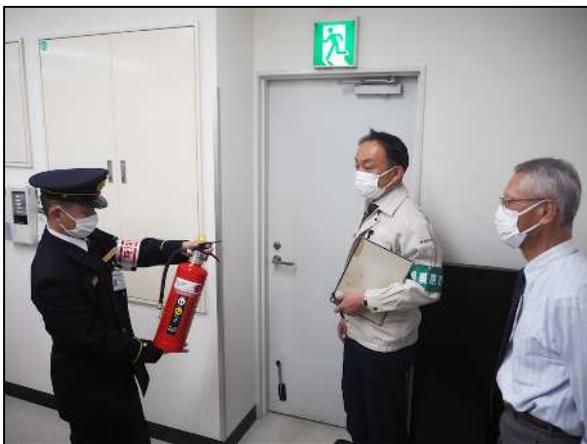
地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、避難に使用する階段が屋内に1つしかない防火対象物をいう。

3 実施機関

相模原市（消防局・都市建設局）

4 実施項目

防火管理体制及び消防用設備等の維持管理状況を確認するほか、特に避難階段等の避難に支障となる個所を点検する。



以上

問い合わせ先
消防局消防部予防課
電話 042-751-9117
対応責任者 森 泰教

都市建設局まちづくり推進部建築審査課
電話 042-769-8254
対応責任者 武田 弘